

## 愛媛県教育委員会 4 月定例会会議録

### 1 開会の日時及び場所

平成17年 4 月 8 日（金）午後 3 時30分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

### 2 委員定数

6 人

### 3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 星川一治 委員 山口千穂

委員 砂田政輝 委員 和田和子 教育長 野本俊二

### 4 欠席委員

なし

### 5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 西山修一

指導部長 一色 光

文化スポーツ部長 菅原正夫

教育総務課長 保木俊司

生涯学習課長 西岡真人

義務教育課長 堺 雅子

高校教育課長 平岡長治

人権教育課長 小田芳朗

障害児教育課長 宇高勝美

文化振興課長 和田典夫

文化財保護課長 池川孝文

保健スポーツ課長 今井裕一

### 6 会議の概要

#### (1) 開 会

委員長 午後 3 時30分開会を宣する。

#### (2) 教育長あいさつ及び新任者紹介

教育長 あいさつを行う。

文化振興課長外新任者 自己紹介を行う。

#### (3) 3 月臨時会及び定例会会議録の承認

委員長 3 月臨時会及び定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

#### (4) 教育長報告

委員長 報告を求める。

次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の策定について

教育総務課長 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画について報告する。

愛媛県武道館の状況について

保健スポーツ課長 建築工事に係る告発があった愛媛県武道館の告発

後の経過や現時点での県の対応状況について報告する。

委員長 副道場の支承部が浮き上がったときの屋根への影響について質問する。

保健スポーツ課長 支承部が浮き上がっても、屋根が落ちることはない旨説明する。

教育長 今後の安全な利用のためにしっかり補修してもらいたい旨意見を述べる。

(5) 議 事

委員長 議案第25号公立小学校教員の懲戒処分について、議案第26号愛媛県教科用図書選定審議会調査員の任命について、及び議案第27号愛媛県障害児就学指導委員会委員の任命については、人事案件であることから、審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議案審議の前に専決処分の承認について諮ることを宣する。

ア 専決処分の承認

委員長 専決処分について報告を求める。

教職員の報賞について

義務教育課長 愛媛県教職員報賞規程に基づき、永年勤続し勤務成績良好な教職員1名を報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

イ 議案審議

委員長 議案24号を上程する。

○議案第24号 技能労務職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 職員の高齢者部分休業に関する条例の施行に伴い、この規則の一部を改正する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 非公開とする旨宣する。

委員長 議案25号を上程する。

○議案第25号 公立小学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 交通事故を起こした公立小学校教員を懲戒処分する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 学校における評判は良い先生であり、被害者との関係は良好であると聞いている旨述べる。

教育長 道路交通法違反による行政処分や刑事処分はなされていないが、本人は事実を認めており、事実関係は明らかであるので、速やかに処分したい旨説明する。

山口委員 停職期間中の教員の配置について質問する。

指導部長 代替教員を配置する予定である旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第26号を上程する。

○議案第26号 愛媛県教科用図書選定審議会調査員の任命について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 愛媛県教科用図書選定審議会規則第3条第3項の規定により愛媛県教科用図書選定審議会調査員を任命する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 教科によって調査員の数が異なる理由について質問する。

義務教育課長 教科ごとに、出版社数や教科書の種類の数が異なるため、それにあわせて人数が異なっている旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第27号を上程する。

○議案第27号 愛媛県障害児就学指導委員会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

障害児教育課長 愛媛県障害児就学指導委員会委員である県職員の人事異動に伴い、その後任の委員を愛媛県障害児就学指導委員会設置規則第3条第2項の規定により任命する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

(6) その他

個人情報保護法の施行について

砂田委員 個人情報保護法が4月1日から施行されたが、学校に存在する個人情報の管理は適正に対応できているか質問する。

教育総務課長 県では、法律に先がけて個人情報保護条例が施行されており、県立学校を含めて県の機関は条例の適用を受けているため、法律施行に伴う特段の措置は必要ない旨説明する。

指導部長 個人情報の適正な取扱いの確保について、学校に再度注意喚起をしたい旨説明する。

(7) 閉会

委員長 午後4時40分閉会を宣する。